

参考資料 1

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
(第3回)

2025 年 8 月 5 日(火) 15:00-17:00

学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会経過報告

～学校施設のバリアフリー化の着実な推進に向けた検討の方向性～

令和7年3月

学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会

1. 学校施設のバリアフリー化に関する近年の状況について

(1) 近年の学校施設のバリアフリー化の取組

(2) 学校施設のバリアフリー化を取り巻く関連法制度等の状況

①バリアフリー法等の関連法制度の動向

②特別支援教育等に関する動向

2. 今後の学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討の方向性について

(1) 検討部会における検討状況

①バリアフリー化の進捗状況の分析

②障害当事者団体からのヒアリング

③地方公共団体からのヒアリング等

(2) 検討の方向性

①学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方の深化

②学校施設バリアフリー化推進指針の充実

③整備目標の達成に向けた継続的な取組

④学校施設の実態を踏まえた整備進捗のきめ細かな把握

⑤既存施設等のバリアフリー化を進めるための新たな取組等

参考資料

1. 学校施設のバリアフリー化に関する近年の状況について

(1) 近年の学校施設のバリアフリー化の取組

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)の改正により、それまで特定建築物であった学校のうち、公立小中学校について、特別支援学級の設置状況や多くの学校が災害時に避難所となり、高齢者、障害者等を含む地域住民が利用することなどを踏まえて、新たに特別特定建築物と位置付けられ、新增改築時のバリアフリー基準への適合の義務化や既存施設についても、バリアフリー基準への適合について努力義務が課せられた。また、改正法の附帯決議には、既存の学校施設についても、数値目標を示し、バリアフリー化を進めることが盛り込まれた。これを踏まえて、文部科学省において、学校施設のバリアフリー化に関する調査研究協力者会議が設置され、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討がなされ、令和2年12月に、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂や公立小中学校等について、整備目標が設定された。

整備目標については、令和7年度までの緊急かつ集中的に整備を行うための整目標として、以下のとおり設定がされている。

1. 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は以下のとおりとする。

- 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

2. 令和7年度末の整備目標

- 1. で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、緊急かつ集中的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、重点化を図る。
 - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
 - ・災害時における避難所の指定状況（災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む）
- 迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を促進する。
- なお、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。

(具体的な整備目標)

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標
車椅子使用者用 トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校 に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約 95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての 学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約 40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての 学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約 75%に相当

令和6年9月時点での校舎における整備状況としては、バリアフリースイールの設置については、20,325校（74.3%）、段差解消については、門から建物の前までが23,165校（84.7%）、昇降口・玄関等から教室等までが17,820校（65.2%）、エレベーターの設置については、8,526校（31.2%）となっており、令和2年度時点の数値と比較すると、バリアフリースイールについては、9.1ポイント、段差解消の門から建物の前までが6.2ポイント、昇降口・玄関等から教室等までが7.9ポイント、エレベーターが4.1ポイント上昇しており、一定程度進捗がみられているところである。

一方で、整備目標に対しての進捗状況については、十分な進捗とはいえず、各地方公共団体における令和7年度末までの整備予定を確認すると、校舎のバリアフリースイールについては、21,093校（77.1%）、段差解消については、門から建物の前までが23,404校（85.6%）、昇降口・玄関等から教室等までが18,418校（67.4%）エレベーターについては、8,983校（32.9%）となっており、整備目標の達成は厳しい見込みとなっている。

整備目標設定に当たっては、早期の整備を推進していくという目的のもと、高い目標を全国の公立学校の設置者に対して示し、その後も、定期的にバリアフリー化の進捗状況の調査やそれに伴う指導・助言の実施、また、設置者だけでなく、学校の児童生徒、教職員も含む関係者への意識醸成のためのポスター作成などの周知活動、取組事例集の作成などにより、各設置者における取組を推進してきたところであるが、結果として、整備の進捗は十分なものとなっていないのが現状である。

調査時点：令和6年9月1日時点

公立小中学校のバリアフリー化の状況（義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む）

（１）校舎

	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※ ¹	
令和7年度末 までの整備目標	避難所に指定 されている 全ての学校に整備※ ²	全ての学校 に整備	全ての学校 に整備	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備※ ³
令和6年度 整備状況（校数） 〔総数 27,342校 (100.0%)〕	20,325 (74.3%)	23,165 (84.7%)	17,820 (65.2%)	8,526※ ⁴ (31.2%)
参考：令和4年度 27,733校 (100.0%)	19,523 (70.4%)	22,805 (82.2%)	16,954 (61.1%)	8,041 (29.0%)

※¹ 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※² 令和6年度調査時点で総学校数の約94%に相当。

※³ 令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当。

※⁴ 1階建ての校舎のみ保有する学校は225校（総学校数の約0.8%に相当）。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は8,301校（総学校数の約30.4%に相当）。

（２）屋内運動場

	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての屋内運動場のみ 保有する学校を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※ ¹	
令和7年度末 までの整備目標	避難所に指定 されている 全ての学校に整備※ ²	全ての学校 に整備	全ての学校 に整備	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備※ ³
令和6年度 整備状況（校数） 〔総数 27,137 (100.0%)〕	13,010 (47.9%)	21,907 (80.7%)	17,778 (65.5%)	19,577※ ⁴ (72.1%)
参考：令和4年度 27,514 (100.0%)	11,516 (41.9%)	21,429 (77.9%)	17,098 (62.1%)	19,394 (70.5%)

※¹ 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※² 令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当。

※³ 令和6年度調査時点で総学校数の約78%に相当。

※⁴ 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、17,977校（総学校数の約66.2%に相当）。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,600校（総学校数の約5.9%に相当）。

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（令和6年度）（１）

バリアフリー化の予定

(1) 校舎 (表中の () 内の数字は令和6年度の総学校数 (27,342 校) に対する割合)

	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター (1階建ての校舎のみ 保有する学校を含む)
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで	
令和7年度末 までの整備目標	避難所に指定 されている 全ての学校に整備※1	全ての学校 に整備	全ての学校 に整備	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備※2
令和7年度 整備予定 (校数)	21,093 (77.1%)	23,404 (85.6%)	18,418 (67.4%)	8,983※3 (32.9%)
整備済み (再掲)	20,325 (74.3%)	23,165 (84.7%)	17,820 (65.2%)	8,526 (31.2%)

※1 令和6年度調査時点で総学校数の約94%に相当。

※2 令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当。

※3 1階建ての校舎のみ保有する学校は225校 (総学校数の約0.8%に相当)。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は8,758校 (総学校数の約32%に相当)。

(2) 屋内運動場 (表中の () 内の数字は令和6年度の総学校数 (27,137 校) に対する割合)

	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター (1階建ての屋内運動場のみ 保有する学校を含む)
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで	
令和7年度末 までの整備目標	避難所に指定 されている 全ての学校に整備※1	全ての学校 に整備	全ての学校 に整備	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備※2
令和7年度 整備予定 (校数)	13,921 (51.3%)	22,151 (81.6%)	18,301 (67.4%)	19,643※3 (72.4%)
整備済み (再掲)	13,010 (47.9%)	21,907 (80.7%)	17,778 (65.5%)	19,577 (72.1%)

※1 令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当。

※2 令和6年度調査時点で総学校数の約78%に相当。

※3 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、17,977校 (総学校数の約66.2%に相当)。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,666校 (総学校数の約6.1%に相当)。

バリアフリー化に関する整備計画※1の策定状況

計画や方針等がある学校設置者 31.9% (578 設置者／1,812 設置者)

(参考)

令和4年度調査結果 計画や方針等がある学校設置者 25.0% (453 設置者／1,810 設置者)

令和2年度調査結果 計画や方針等がある学校設置者 14.9% (270 設置者／1,810 設置者)

※1 所管する学校施設のバリアフリー化に関する計画や方針等。インフラ長寿命化計画に基づく公共施設等総合管理計画や個別施設計画、教育振興基本計画、国立大学法人のキャンパスマスタープランその他の計画・方針等において、所管する学校施設に係るバリアフリー化に関する整備方針等についての記載がある場合を含む。

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査 (令和6年度) (2)

（２）学校施設のバリアフリー化を取り巻く関連法制度等の状況

①バリアフリー法等の関連法制度の動向

現在、国土交通省において、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の議論がなされていることを受け、公立小中学校等についても、令和８年度以降の整備目標について議論を進め、整備目標を設定することが必要な状況にある。

令和６年には、バリアフリー法施行令の改正が行われ、令和７年６月に改正された移動等円滑化基準が施行されることになる。これにより、2,000㎡以上の新增改築を行う公立小中学校等においても、例えば、車椅子使用者用トイレについては、従前、建築物に一つ以上の設置が求められていたところ、改正後は建築物の各階に一つ以上の設置が求められることとなり、より充実されたバリアフリー基準が適用されることになる。このような状況についても考慮して、今後の学校施設のバリアフリー化に関して、検討を進めていくことが必要である。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の改正により、令和６年４月より、合理的配慮の提供の義務化の対象として、新たに民間事業者も対象となったところである。これにより、学校法人も義務化の対象となったため、私立学校についても、合理的配慮の基礎となる環境整備としてのバリアフリー化について、引き続き、推進していく必要がある。加えて、令和４年に成立した「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」への対応も求められている状況である。

②特別支援教育等に関する動向

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は年々増加をしており、公立小中学校等の約84%¹に特別支援学級が設置されている。

特別な支援を必要とする児童生徒の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展していくために、令和３年１月に「新しい時代の特別支援教育の在り方

¹ 令和４年度時点

に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、特別支援教育の今後の方向性について以下のとおり示されているところである。

インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、

- ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- を着実に進めていくこと。

また、令和4年9月の障害者権利委員会における勧告の趣旨を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（令和5年3月）」において、全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性を踏まえ、校内支援体制や通級による指導の充実が必要とされていることに加え、特別支援学校と小中高等学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設が提言されたことを踏まえて、令和6年度より、「インクルーシブな学校運営モデル事業」として、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶための新しい授業の在り方等、実証的な研究も行われているところである。

また、施設整備の観点からは、「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について（令和4年3月）」において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備として、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した計画とすることや特別支援学級、通級による指導への対応として、障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた施設計画とすること、施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応などの視点が取りまとめられているところである。

また、障害者雇用の観点から、教育委員会における障害者雇用も進められているところであり、学校においても障害のある教職員が在籍している状況であ

る²。

加えて、GIGAスクール構想の更なる推進など、今後も学校教育におけるICT環境の充実が図られ、個別最適な教育環境の実現がより一層進められるものと考えられる。このような状況は、障害者差別解消法に規定される合理的配慮の前提となる環境整備が進捗しているとも考えられる。今後の学校施設のバリアフリー化についてもこれら状況変化も踏まえて検討していくことが必要である。

さらに、学校施設整備を取り巻く社会情勢として、近年の物価高騰などの影響を受けて、建設工事において入札不調が発生したり、設備納期の遅延により工期が伸びたりするなど、計画通りに整備を進められないという状況も生じている。また、老朽化した学校施設への対応や国土強靱化への対応、脱炭素化への貢献など様々な課題、社会的要請などへの対応も求められている。このような状況も踏まえながら、如何にバリアフリー化を計画的、効率的に進めていくかも検討の必要がある。

2. 今後の学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討の方向性について

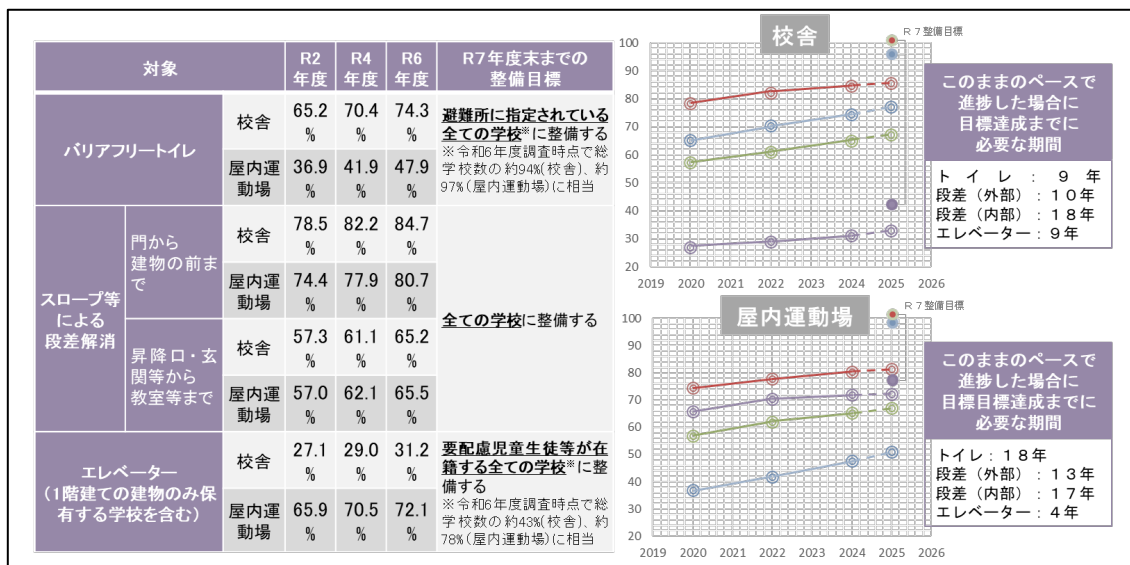
(1) 検討部会における検討状況

①バリアフリー化の進捗状況の分析

(整備状況の推移等について)

令和2年度から令和6年度までの整備状況の推移を確認すると、一定の進捗は認められるが、令和7年度末までの整備目標に対しては十分でない状況にある。仮に、現状のペースで進捗した場合、現行の整備目標の達成のためには、校舎については、少なくとも10年以上の期間が必要な状況である(屋内運動場について、20年弱の期間が必要な状況)。

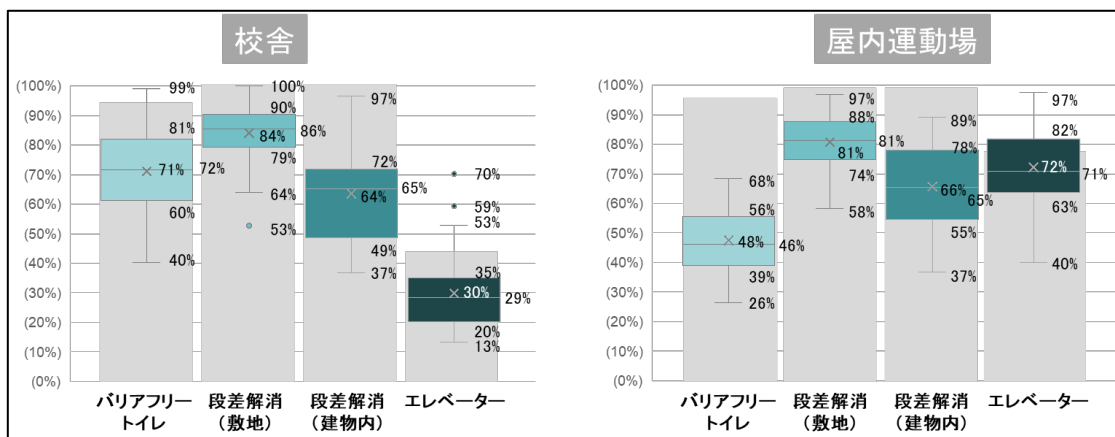
² 令和元年に文部科学省が行った調査では、都道府県教育委員会での障害者雇用の状態について、実雇用率は1.87%となっている(雇用率の目標値としては、2.4%)。なお、当該実雇用率には小中学校等の教育職員と事務職員が含まれる。



学校施設のバリアフリー化の進捗状況

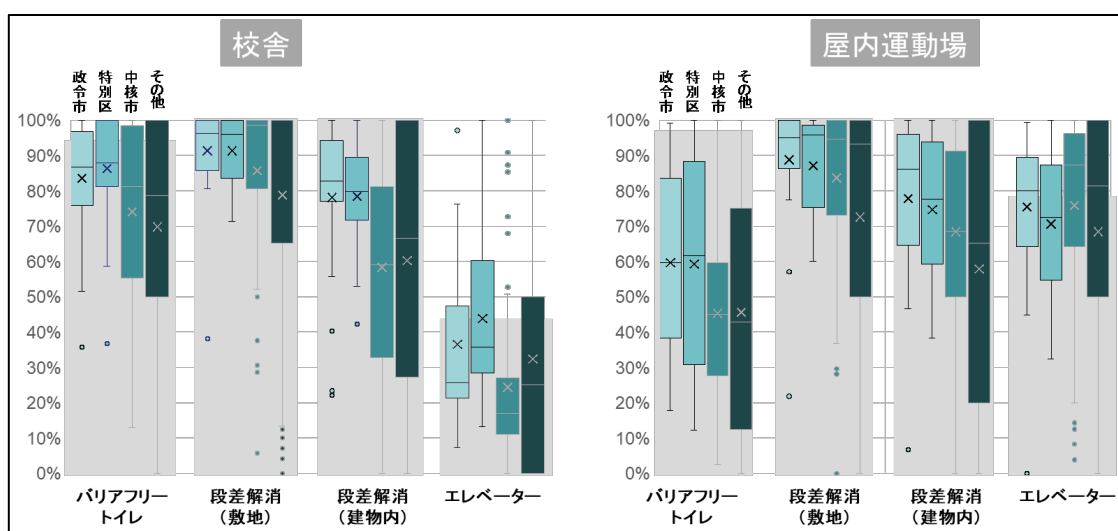
また、整備目標を設定した令和2年時点から令和6年度時点までのバリアフリー化の進捗状況について分析をすると、都道府県間での進捗状況のばらつきが大きい。

学校施設の校舎の、バリアフリートイレの設置については、最も進んでいる都道府県では整備状況が99%であるのに対して、最も進んでいない都道府県では40%、多くは60%～81%に分布している。段差解消のうち、門から建物の前までについては、最も進んでいる都道府県では100%であるのに対して、最も進んでいない都道府県は53%、多くは79%～90%に分布しており、また、昇降口・玄関等から教室等については、最も進んでいる都道府県では整備状況が97%であるのに対して、最も進んでいない都道府県では37%、多くは49%～72%に分布している。エレベーターの設置については、最も進んでいる都道府県では70%であるのに対して、最も進んでいない都道府県は13%、多くは20%～35%に分布しており、取組状況に差がみられる状況である。



都道府県別の整備状況の分布（校舎／屋内運動場）

また、市町村規模別にバリアフリー化の取組状況について、その傾向を分析すると、政令市・特別区においては、総じて、全体の平均に比べて、バリアフリー化が進んでいる状況にある。一方で、中核市においては、屋内運動場のエレベーターについては、政令市・特別区に比べて、バリアフリー化が進んでいる傾向にあるが、校舎の建物内の段差解消やエレベーターについては、バリアフリー化が遅れている傾向にある。また、その他の市町村においては、全体として、市町村間でバリアフリー化の状況に大きく開きがみられ、各項目で域内の学校全てにおいてバリアフリー化を達成している市町村も多くある一方で、一部ではあるが全くバリアフリー化が進んでいない市町村も存在している状況である。



市町村規模別の整備状況の分布（校舎／屋内運動場）

さらに、令和2年度から令和6年度までの進捗状況を都道府県別に分析をしていくと、学校施設の校舎において、バリアフリースイレについては、最も進捗した都道府県では26ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では5～12ポイントの伸びとなっている。段差解消のうち、門から建物の前までについては、最も進捗した都道府県では23ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では2～10ポイント、また、昇降口・玄関等から教室等については、最も進捗した都道府県では24ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では4～12ポイントの伸びとなっている。エレベーターについては、最も進捗した都道府県では11ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では2～5ポイントの伸びとなっている。なお、いずれかの項目において、数値上、令和2年度からの進捗が確認できない都道府県も一定数存在している状況である³。

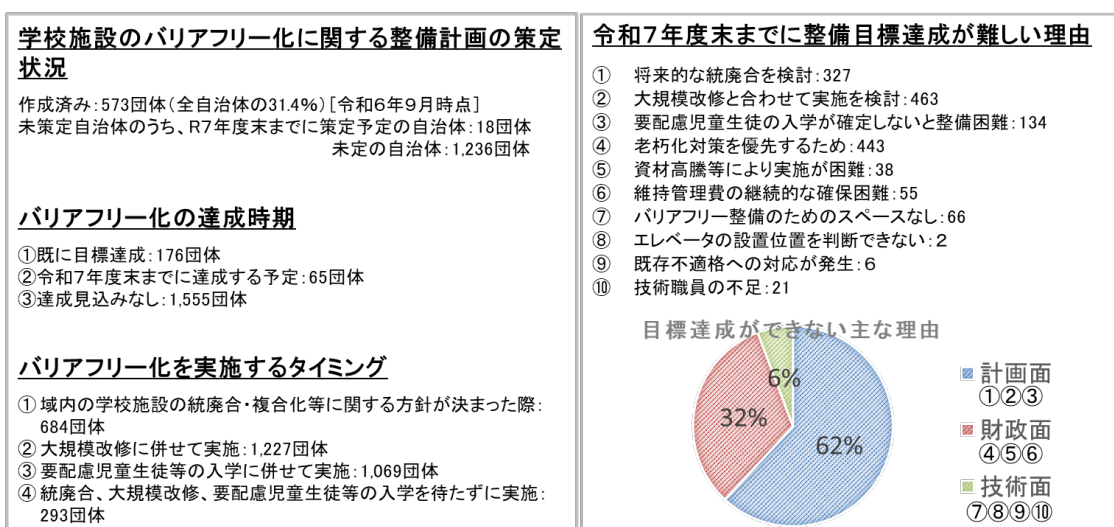
以上から、都道府県、市町村間でバリアフリー化に関する取組状況に相当程度の差が見られており、地域要因なども踏まえながら、きめ細かにバリアフリー化の取組を促していく必要がある。

（バリアフリー化に関する整備計画の策定状況等）

文部科学省による令和6年度の「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果では約2/3の地方公共団体で整備計画の策定が未定の状況となっている。また、バリアフリー化を実施するタイミングについては、多くの地方公共団体が、統廃合や大規模改修などと同時に、また要配慮児童生徒等の入学等により、バリアフリー化に取り組むこととしており、単独事業としてバリアフリー化を行う意向のある地方公共団体は2割弱となっている。

³ 屋内運動場については、バリアフリースイレについては、最も進捗した都道府県では28ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では6～12ポイントの伸びとなっている。段差解消のうち、門から建物の前までについては、最も進捗した都道府県では20ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では2～9ポイント、また、昇降口・玄関等から教室等については、最も進捗した都道府県では30ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では3～11ポイントの伸びとなっている。エレベーターについては、最も進捗した都道府県では30ポイントの伸びが見られるが、多くの都道府県では8ポイント以下の伸びとなっている。

さらに、令和7年度までに整備目標を達成できる見込みである地方公共団体は約240団体にとどまり、その他の地方公共団体については、達成の見込みが立っていない状況にある。また、達成の見込みが難しい地方公共団体において、整備目標の達成が難しい要因を確認すると、将来的な統廃合や大規模改修に合わせたバリアフリー化の実施を検討しているなど計画上の課題を挙げている地方公共団体が約6割となっている状況である。



学校施設のバリアフリー化に関する整備計画の策定状況等

②障害当事者団体からのヒアリング

本検討部会において、日本障害フォーラム加盟団体と日本発達障害ネットワークから学校施設におけるバリアフリー化の課題等についてヒアリングを行った⁴。

ヒアリングにおいて、各団体からの主な意見については以下の通り。

(日本視覚障害者団体連合)

- ・インクルーシブ教育の推進の中で、視覚障害のある児童生徒も特別支援学校から地域の学校へ通うことが多くなっている。また児童生徒の家族、特に保護者で視覚障害のある方も学校施設を利用する機会があること

⁴ 日本障害フォーラムと日本発達障害ネットワークの構成団体にヒアリングを依頼し、希望のあった団体からヒアリングを実施。日本障害フォーラムからは、日本視覚障害者団体連合、DPI日本会議、全国脊髄損傷者連合会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会からヒアリングを実施。日本発達障害ネットワークについては、団体を代表して、日本発達障害ネットワーク事務局からヒアリングを実施。

を想定して、バリアフリー化を進めることが必要。

- ・ 学校施設の中で、階段前や建物入口付近など注意喚起が必要な場所での警告ブロックの敷設がないことが多い。このような安全対策については、基本的に整備すべきものとしてほしい。
- ・ また、誘導用ブロックの敷設についても、最低限、学校の受付、職員室など人のいるところまで行きつけるように敷設を進めてほしい。
- ・ 地域の学校に通っている視覚障害者の大多数は、弱視、ロービジョンと呼ばれる人たち。遠くの案内表示などが見えにくいため、目線に近い位置に教室などの表示があるようにすることが必要。また色彩についても、床壁などにコントラストがないと、歩きづらい。特に色覚多様性のある人たちにとっては、同系色の色が混在していると境界線を認知しづらいため、このような色の配色についても考慮が必要。

(DPI 日本会議)

- ・ 2025 年度までの整備目標を下げることなく、2026 年以降の新しい整備目標を設定してほしい。
- ・ 要配慮児童生徒の入学予定情報を早めに把握して、必要なバリアフリー整備に取り掛かる仕組みとしてほしい。
- ・ バリアフリー法施行令の改正を踏まえ、各階にバリアフリースイレを設置することを基本としてほしい。
- ・ バリアフリー化されたルートの複数化も必要。
- ・ 体育館ステージへアクセスについても、スロープの整備や、リフトの設置などの対応が必要。
- ・ 災害時の利用も考慮して、体育館にバリアフリースイレを設けることが必要だが、スペースがない場合は、車椅子使用者の利用も可能な防災トイレを用意することも考えられる。
- ・ 約 2/3 の地方公共団体で、バリアフリーに関する整備計画が作成されていないため、速やかに策定させるための仕組みが必要。また、要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター整備を優先的に進めることを含んだバリアフリー化計画の策定が必要。
- ・ 国土交通省の設計標準のように、参考となる寸法が分かる学校施設における統一的なガイドラインが必要。
- ・ グラウンドを芝生化している学校も多いが、人工芝の毛が長いと車椅子移動が難しい場合があるので、毛足の短い人工芝にするなどの配慮も必要。

(全国脊髄損傷者連合会)

- ・高等学校や大学、専門学校についてもバリアフリー化の義務対象にしてほしい。
- ・車椅子利用者へのバリアフリーだけでなく、他の障害種にも対応したバリアフリー化が必要。

（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

- ・学校と保護者、または外部との通話に支障が生じないように、聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人との電話を通訳オペレーターがリアルタイムにつなぐサービスなどの活用や、遠隔要約筆記や手話通訳の利用や音声認識を活用した字幕表示に対応できるよう必要なネット環境を整備するなど円滑な通話・通信を可能とする環境整備が必要。
- ・校門や校舎出入口において意思疎通が円滑にできるようカメラ付きインターホンの設置が必要。
- ・講堂や音楽室などにヒアリンググループ（難聴者の聞こえを支援する設備）を設置したり、難聴者向けのスピーカーなどを導入したりするなどの配慮が必要。
- ・難聴者にとって、オープン型の教室については、声が響く場合には、音が聞き取りづらいため、壁に吸音材を設けるなどの対応が必要となる（無線のマイク・補聴援助システムの活用も有効）。
- ・避難設備については、自動火災報知器と連動した点滅機能や文字表示機能を持った設備が必要。
- ・聞こえることを前提とした授業の進め方でなく、聞こえないことも考慮して、タブレットで字幕表示するなど、ＩＣＴ機器も活用しながら、“聞く”と“見る”の両方で、情報取得の方法を提供することが必要。
- ・聴覚障害のある児童生徒等がどのように授業内容や授業進行を捉えているかなど児童生徒等への理解を深める研修などのソフト対応とセットでバリアフリー化に取り組むことが必要。

（日本発達障害ネットワーク事務局）

- ・発達障害の児童生徒については、感覚調整が可能なＬＥＤライトや遮光性の高いカーテンなどで、状況に応じて調整や使い分けのできる設備・スペースが必要。
- ・発達障害の児童等にとっては、学校の教室は情報過多の傾向にある。ＩＣＴを有効活用して、視覚情報や音声情報により、それぞれの児童生徒の状況に応じて必要な情報提供がなされるような対応も検討してほしい。
- ・個人用のロッカー、ボックスについて、名前や数字だけでなく、一目で自分

のものだとわかるような配慮も必要。

- ・教室内の配席について、障害の特性、認知特性に応じた配慮が必要。
- ・案内表示について、明瞭性と予測可能性という視点で検討が必要。空間的な認知が難しく、場所の位置関係の把握が難しい児童生徒もいる。例えば、廊下に動線表示をすることで、赤の矢印をたどっていけば体育館につながっているなど、場所が変わったとしても、複数の動線でこの矢印をたどれば目的の場所に到達できるといった配慮も有効。また、識別色の表示で、階ごとに色を変えて、今いる階が何階なのかが認知しやすくしたりすることも有効。
- ・トイレ整備については、日常の生活環境と仕様を揃えていくことが必要。例えば、男性用小便器については、日常生活では利用がないので、発達障害の児童等については、利用が困難なケースがある。

③地方公共団体からのヒアリング等

（地方公共団体からのヒアリング）

学校施設におけるバリアフリー化に関する取組状況について、バリアフリー化が進んでいる地方公共団体や計画的にバリアフリー化に取り組んでいる地方公共団体等にヒアリングを実施した。各地方公共団体において、立地状況や老朽化対策などその他施設的な課題への対応など、各地域における諸条件に応じて工夫をしながら、バリアフリー化に取り組んでいる状況が把握された。その中でも、着実にバリアフリー化に取り組んでいる地方公共団体においては以下のような取組がみられた。

【適切な目標設定】

- ・文部科学省で設定した整備目標を踏まえた域内の学校における整備目標の設定
- ・立地条件などを踏まえた現実的な整備目標の検討

【計画的な整備、取組】

- ・域内の学校整備の計画の中でのバリアフリー整備の位置づけの明確化
- ・バリアフリー設備による対応、バリアフリー整備の単独実施、長寿命化・大規模改修、増改築時における対応など、それぞれにおける対応範囲、対応レベルを踏まえた段階的な対応方針の検討
- ・優先順位を付けた整備（要配慮児童生徒等の在籍する学校へのエレベーター

ター設置など)

- ・整備に係る期間（予算確保から設計、整備まで３年程度）も踏まえた事前の要配慮児童生徒の入学の情報の把握と、入学にあわせたバリアフリー化の実施
- ・幼稚園、保育園、小学校、児童発達センターや保育・福祉部局と連携した要配慮児童生徒の入学情報の把握
- ・児童生徒の就学期間を考慮した、ソフト／ハード両面からの段階的な整備の実施
- ・基礎的環境整備としての着実なバリアフリー整備と、それをベースとした合理的配慮に関する対応

【関係部署との連携】

- ・財政部局への適切な説明
- ・建築部局、福祉関係部局との連携

【当事者参画の観点】

- ・事後的なヒアリング
- ・適切な合理的配慮の提供

【適切な設計者の選定】

- ・プロポーザル方式による設計者の特定

（学校施設の視察）

本検討部会において、最近整備された新設の学校や、大規模改修において、バリアフリー化を進めた既存学校の事例、また、特別支援学校と小学校が併設された事例についての現地視察を行った。

新設の学校においては、令和２年の改正バリアフリー法等に基づき、障害者児童生徒等の移動等に支障がないよう、段差を設けず、バリアフリースイレやエレベーターを設置し、インクルーシブな教育環境の整備を進めている事例を視察した。

また、既存施設の改修の事例については、もともと敷地内や校舎内、校舎と屋内運動場の間に段差があり移動等が円滑にできないなどの状況にあったが、大規模改修時に、既存校舎内へのエレベーターの新設や各階に車椅子使用者用

トイレの設置、校舎内外の段差解消した事例を視察した。

特別支援学校と小学校の校舎等を同一敷地に一体整備した事例については、特別支援学校における大型エレベーターの設置状況や災害時等のためのスロープの設置、シャワー付きバリアフリートイレの設置、カームダウン室・スノーズレン室の設置、また小学校における各階へのバリアフリートイレの設置状況やエレベーターの設置、段差のない室内空間など特別支援学校との交流も可能とする設計の工夫などについて視察をした。

これらについては、実践の一例ではあるが、新設校においては、現行法規への対応、既存施設については、建築物の状況や、敷地条件等による与条件がある中での対応などについて、それぞれについて、設置者や設計者の創意工夫によるバリアフリー環境の実現がなされていた。一方で、学校施設特有のバリアフリー化のポイント等への対応など今後の整備にあたっての留意事項など、以下のような観点がみられた。

【効果的な整備のポイント】

（段差解消）

- ・ 緊急車両が保健室、屋内運動場まで進入可能なフラットな動線
- ・ 一足制採用による昇降口等のフラット化（バリアフリー化に係るスペースの有効活用）
- ・ 校舎と屋内運動場の間の段差の解消（屋内運動場にトイレ・バリアフリートイレがない場合は校舎のトイレの利用も可能）
- ・ 校舎や屋内運動場へのアクセス動線の複数化
- ・ 災害時を想定したスロープの整備
- ・ 車椅子もすれ違える十分な幅を持った廊下
- ・ スロープを配置したプール、体育館ステージの整備

（エレベーター）

- ・ 20人乗り等の大型のエレベーターの設置
- ・ エレベーターを日常的な動線の中心に配置
- ・ 空きスペース等を活用した改修によるエレベーターの整備

（トイレ）

- ・ 災害時も想定した防災トイレの整備（車椅子利用者用のブースも設置可能なマンホールトイレの整備）

- ・既存トイレを改修した各階への車椅子使用者トイレの整備（通常トイレの個数にも配慮）
- ・十分な間口、広さを備えたバリアフリートイレの整備
- ・大型ベッドや聴覚障害者用の非常時対応のフラッシュライト、シャワーを配備したバリアフリートイレ

（その他）

- ・階ごとに異なる色を配色した色彩計画
- ・サイン位置の配慮（天井、床、子供の目線高さへの案内標識の配置）
- ・発達障害や知的障害等の児童生徒等に配慮したカームダウンルーム、スヌーズレンルームの整備
- ・車椅子使用者の利用も想定したグラウンドの整備（毛足の短い人工芝の採用等）
- ・特別支援学校と小学校の併設（小学校と特別支援学校の交流を促進）

【今後の整備に当たっての留意事項】

- ・学校施設特有のバリアフリー整備のポイントの対応
 - 設備等も活用した体育館ステージへのアクセス
 - トイレや手洗いのための設備等の寸法や配置等
 - 施設内の色彩計画、サイン位置
 - グラウンド表皮の仕様（車椅子使用者等が利用しやすさにも考慮） 等
- ・多様な障害や施設利用者を想定した計画
 - オープン型の教室においても、発達障害等の児童生徒等へ配慮した柔軟な仕切りを可能とする工夫
 - 発達障害等の児童生徒等を支援する者のためのスペースの確保
 - バリアフリートイレに設置する設備・方向を画一的に計画せずに、柔軟にスペースを計画
 - サイン配色、点字ブロックの周囲との明瞭性、非常時対応のフラッシュライトの設置といった視覚障害、聴覚障害に配慮した計画
- ・学校施設のバリアフリー化の高度化
 - 改正バリアフリー法施行令に位置付けられた各階へのバリアフリートイレの設置
 - 複数の移動等円滑化経路の計画
- ・特別支援学校と小学校を併設した場合の児童のバリアのない自由な移動
- ・今後の学校施設のバリアフリー化に向けた学校設置者におけるノウハウの共有、障害当事者の参画方法の検討

[新築] 中央区立晴海西小学校／晴海西中学校

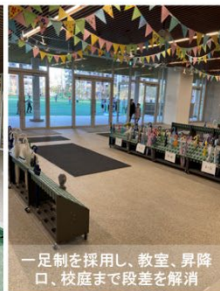


(整備のポイント)

- ・車いす使用者も雨風に曝されないよう、ふとこの深いピロティで昇降口にアプローチ。
- ・一足制を採用し、敷地入り口から昇降口、教室まで段差のないアプローチ。
- ・小学校、中学校、給食運搬用にエレベーターを合計3台整備。エレベーターは、大型の車いすでもスペースに余裕のある20人乗りのサイズを設置。
- ・バリアフリートイレを小学校、中学校それぞれの部分の1階に整備。
- ・バリアフリーとは別に各階のトイレには、男女それぞれに一回り大きいトイレブースを設置。車いす利用者は介助者をつけたらブースを利用。
- ・学校施設開放の対象となっている武道場、プールへも段差のないアプローチ。
- ・学校施設開放のアプローチには点字ブロックや展示案内板を設置し、視覚障害者の利用に配慮。



奥の深いピロティで段差なく
グラウンドへアクセス可能



一足制を採用し、教室、昇降
口、校庭まで段差を解消



スペースに余裕のある
20人乗りのエレベーター



車椅子利用でも
円滑に移動できる廊下



バリアフリートイレ

児童生徒数

小学校868人、中学校228人
学級数 27+8クラス

施設情報

SRC造(一部RC造、S造)地下1階、地上5階建て
延床25,924㎡、令和6年開校

[既存施設改修] 北区飛鳥中学校



(整備のポイント)

- ・一足制の導入により、フラットな昇降口を実現
- ・空き教室や倉庫のスペースを活用し、増築せずに校舎内にエレベーターを設置
- ・校門や東門(通用門)から昇降口、体育館などそれぞれのアプローチの段差を解消
- ・校舎内、校舎と体育館の間の段差を解消
- ・保健室を体育館わきに段差無しで計画することで、教育活動においても避難時においても一体的な運用ができるとともに、救急車の搬送などにも支障なく対応
- ・オストメイト用設備などを有する多機能のバリアフリートイレを校舎1階の体育館側に設置し、災害時には体育館に避難する避難者が円滑に利用可
- ・2階以上の各階に男女別の車椅子使用者用トイレを設置
- ・災害時には避難所となることを想定し、段差無しでマンホールトイレを設置・利用できるよう計画
- ・車椅子使用者でも移動しやすい毛足の短い人工芝



校門から昇降口・体育館まで
フラットな動線



一足制を採用によるフラット
な昇降口

校舎と体育館の通り廊下



体育館裏手の段差解消
(バリアフリー)の
複数化



空き教室を改修して設置した
エレベーター



トイレ内に聴覚障害者用の
フラッシュライトを整備

各階に設置された男女別の
車椅子使用者用トイレ

児童生徒数

中学校 282人
学級数 8クラス

施設情報

RC造、一部S造、上4階建て
延床面積:6,116.97㎡、令和4年開設

視察した学校施設の概要 (1)

[小・特支併設]神戸市立灘の浜小学校・灘さくら支援学校



(整備のポイント)

- ・同一敷地内に小学校と特別支援学校の2校を併設するために、面積効率のよい中廊下型とし、グラウンドを敷地内に確保するために上層階に屋内運動場、プール、屋上運動場を配置
- ・高層化した校舎の移動を容易にするため、エレベーターを特別支援学校に4台、小学校に1台配置
- ・2校の建物の2、3階で双方への移動が可能。双方の区画の周辺に交流ランチルームや多目的室などを集約し、交流活動を可能とするよう計画
- ・特別支援学校には、肢体不自由児のための感覚学習室、知的障害児等のためのカームダウン室、スヌーズレン室などの必要な諸室を整備
- ・小学校においてもバリアフリートイレの各階整備、動線のバリアフリーを実施
- ・高潮・津波からの避難として、屋上への避難や避難所となる小学校3階の屋内運動場にアクセスできるよう導線を確保(災害時等に備えたスロープも整備)



シャワー付きのバリアフリートイレ



小学校の各階に配置されたバリアフリートイレ



特支学校の30人乗りエレベーター／各階色違



小学校に設置されたエレベーター



高さを抑えた体育館ステージンスロープによるアクセス



スロープ設置のプール



プールサイドまで段差なくアクセス可能な小学校のプール



災害時等を想定したスロープの設置



幅広の廊下



カームダウン室



スヌーズレン室



天井へのサイン

腰壁上のサイン

要配慮児童生徒等に配慮されたサイン

床面のサイン

動線のサイン

児童生徒数

小学校519人、学級数21クラス
特別支援学校192人 学級数46クラス

施設情報

RC造、小学校:地上5階、特支:地上6階
延床面積:23,100㎡、令和3年開校

視察した学校施設の概要(2)

（２）検討の方向性

①学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方の深化

多様な価値が認められる時代において、バリアも広域に捉える必要がある。物理的なものだけでなく、音響や心理的なもの、視覚的な情報だけでなく、触覚などの感覚的なもの、情報アクセス、障害者に対する偏見や差別などの社会的障壁⁵、性的マイノリティの観点など、あらゆるものがバリアとなる可能性がある。児童生徒のみならず、教職員や保護者、地域住民が利用することも含めて、学校環境上のバリアについても改めて捉えなおし、検討を進めていく必要がある。また、近年の激甚化・頻発化する災害への対応として、避難所等にもなる学校施設において、水害発生時の垂直避難への対応の必要性が増しているなど、災害対応の観点からもバリアフリー化を検討する必要がある。

また、今後の「令和の日本型学校教育」⁶の姿として、個別最適な学びを実現していこうとする教育改革の根本にあるのは、すべての子供が幸せになる権利を有していることにあるが、現代においては、多様性が拡大して、「普通」、「標準」という言葉では議論ができない時代になってきているとの有識者からの指摘もある。初等中等教育分野で行われている今後の教育課程の議論において、多様性、公平・公正、包摂性等を前提とした議論が進んでいることも踏まえ、学校施設のバリアフリー化についてもこの考え方を前提にして検討を進めていくことが必要である。障害のある児童生徒等へのバリアをなくしていくという捉え方だけでなく、障害の有無に関係なく、一緒に学び、生活し、どの子供にとっても心地よい空間を整えるといったウェルビーイングを確保する観点から、学校施設のバリアフリーを捉えなおすことなども含め、令和の時代におけるバリアフリーの在り方について、今後議論を進めていく必要がある。

②学校施設バリアフリー化推進指針の充実

令和７年６月から改正バリアフリー法施行令によるバリアフリー基準が適用

⁵ 「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（令和６年１２月障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部）

⁶ 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和３年１月中央教育審議会）

されることになる。このため、改正のあった車椅子利用者用トイレや駐車場の規定の充実について、学校施設バリアフリー化推進指針への反映が必要である。また、同改正により、劇場等における車椅子利用者の座席について規定が新設されたところ。これについては、学校については、直接、その規定が適用されるものではないが、階段型の講堂など、劇場等と同様の構造をもった室が学校内にも存在することから、本規定の趣旨も踏まえながら、学校のバリアフリー化における観点として示していく必要がある。

また、本検討部会において、障害当事者団体からのヒアリングや直近の学校施設の整備事例を視察したところであるが、今後は各地方公共団体における実践例などから、障害当事者の参画も得ながら、バリアフリースイッチやエレベーター、手洗いなどの各種設備、体育館ステージへの昇降など、学校整備に当たってのバリアフリー化のポイントや留意点などについて整理を行い、学校施設バリアフリー化推進指針の内容の充実について検討を進めていく必要がある。

③整備目標の達成に向けた継続的な取組

現行の整備目標の達成に向けて、各学校での整備が進むよう令和7年度末まで引き続き、取り組むことが必要であるが、現状の見込みでは、令和8年度以降も、現行の整備目標の一刻も早い達成に向けて取り組んでいくことが必要な状況である。

現在の整備ペースを勘案すると、バリアフリー整備の完了には、校舎では10年以上、屋内運動場では20年弱かかる見込みであるが、令和8年度以降の5年間（令和12年度末まで）についても引き続き、現行の整備目標を維持しながら、その達成に向けて着実に進捗させるため、一層の取り組みが必要である。

そのため、次期計画期間中に計画的な取り組みを促すために、原則、全地方公共団体において、既存学校施設のバリアフリー整備に関する整備計画・方針が策定されるよう目標設定を促すことが重要である。これまでも、インフラ長寿命化計画の個別施設計画等において、バリアフリー化の観点も盛り込んで、整備計画を作成することなども含めて、地方公共団体において整備計画の策定が進むよう周知等を行ってきたところであるが、一方で、今後控えている大規模改修などを理由に、バリアフリー化の検討が進まないという学校設置者も多

数存在している。今後控えている大規模改修などと併せて整備を実施することは、施設整備の効率的な進め方として取り得る方策ではあるが、その実施までに、長期間を要する場合には、段階的にもバリアフリー化を進めていくという整備計画を立案することも必要である。そのためにも、今後は、域内での全体的な施設整備の計画を踏まえつつ、児童生徒の就学期間を見据えたバリアフリー整備が進むよう、今後、インフラ長寿命化計画の個別施設計画の更新等が必要となってくることなどを踏まえて、バリアフリースイールの設置、段差解消、エレベーターの設置といったバリアフリー化に向けた取組を計画に盛り込むことを呼び掛けることなどにより、バリアフリー整備を推進していくことが重要である。特に、エレベーターの設置については、要配慮児童生徒の垂直移動の基礎となる設備であるため、この重要性を十分に認識して、計画をすることが必要である。また、バリアフリー化の検討に当たっては、要配慮児童生徒等の入学等の情報を、関係部局と連携して入学の数年前から早期に要配慮児童生徒等の情報を把握し、入学までにバリアフリー化を完了させている地方公共団体も見られ、このような取組を担保する体制を併せて構築しておくことも必要である⁷。

また、バリアフリー整備の質の向上を図っていくことも必要であり、例えば、国土交通省で開催している「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」においても、「当事者参画について、公共交通機関や公共施設、まちづくり等、それぞれの特色にあった当事者参画の議論を進める必要がある。そういった点を踏まえ、当事者参画を具体的に波及させていくため必要なこと、方法について今後検討いただきたい」といった意見もあり、建築物を建築する際の当事者参画に関する目標について検討するとされている。学校施設においても当事者参画の目標として、例えば今後の新增改築などの整備事業を予定している学校施設整備に当たっては、学校設置者に対して当事者参画についても積極的に進めていくことを目標として設定することも考えられる。

なお、これまでの整備目標においては、バリアフリースイールについては、これまでのバリアフリー基準に準じて、建築物に一つ以上設置している状態を想定したものとして、整備目標を設定してきたところであるが、今般のバリアフ

⁷ こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省により、「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和6年4月）が発出されており、当該通知において、教育分野における福祉との連携推進の取組として、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との障害児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。

リー法施行令の改正により、トイレがある各階に一つ以上の車椅子使用者用トイレの設置を求める基準となったことから、特別特定建築物となる学校の新築・増改築等において、当該基準を満たすことはもとより、既存施設についても適合努力義務の対象となっていることを踏まえ、今後の長寿命化改修等の大規模改修などの機会を捉え、可能な限り複数階に設置することを検討していくことが必要である。また、立地条件や防犯の観点などにも配慮しつつ、校地内の経路などについて、バリアフリー化されたルートを複数確保することについても検討することが必要である。また、新增改築と既存施設の改修では、バリアフリー法等の法規制の適用や整備に当たっての与条件等が異なることから、これらも加味して検討していくことが必要である。

④学校施設の実態を踏まえた整備進捗のきめ細かな把握

令和7年度以降も、引き続き、学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況や、災害時における避難所の指定状況を踏まえつつ、長寿命化改修等の大規模改修の機会を活用し、バリアフリー基準への適合を促すとともに、迅速な対応を求める観点から、学校の実情等に応じて、ソフト的な対応も考慮に入れながら、段階的な整備も含め既存学校施設のバリアフリー化を進める視点が重要である。

その整備状況を評価するに当たっては、これまでの実態調査と同様に、引き続き、整備目標に掲げている各項目の整備状況を把握するとともに、ソフト対応の状況なども加味しつつ、各学校でのバリアフリー対応の状況がわかるような把握方法に見直していくことが重要である。その際、現行の調査方法では、既存施設の改修において、相対的に簡易に対応できるものと、技術的・物理的に十分に整備することができないものなども整備の有無で評価されているため、学校の実情に応じた代替措置についても把握するなど、現状よりもきめ細かな把握ができるような工夫が重要である。なお、実態把握に当たっては、調査を行う地方公共団体の負担が過大となることがないように、効率的な調査方法とすることに留意が必要である。

また、適切に実態把握を定期的に行い、次期計画期間中に進捗状況を評価しつつ、状況に応じて取組方針の見直しを行っていくことが重要である。

また、特別支援学校についても、特別特定建築物の対象となっていることが

ら、既存施設について、バリアフリー化の努力義務が課せられているため、一刻も早いバリアフリー化が必要である。一方で、特別支援学校については、障害の種別により、バリアフリーの観点、優先度が異なることを考えると、必ずしも、公立小中学校等と同様に移動等円滑化基準との関係により一律の整備目標を設定することとなじまない可能性がある。また、特別支援学校については、教室不足が喫緊の課題であることも踏まえて、各学校の状況に応じて、バリアフリー整備が必要な学校については、一刻も早い対応がされるよう、その状況についても引き続き、状況を把握しつつ、対応を促していくことが必要である。

⑤既存施設等のバリアフリー化を進めるための新たな取組等

既存施設のバリアフリー化に当たっては、建築物の状況や立地状況等により、所与の条件が異なることから、ハード整備により、バリアフリー化を達成できるレベルが異なるものと考えられる。また、バリアフリー化を施設の改築において行う場合や長寿命化改修などの大規模改修で行う場合、バリアフリー改修を単独で行う場合など、整備を行う状況、場面により達成できるバリアフリー化のレベルが異なることが想定される。

令和6年の実態調査において、現時点でバリアフリー化を行っていない学校設置者においては、今後の統廃合や長寿命化改修等の際にバリアフリー化を行うこととしている学校設置者が約6割と大多数となっている。長期的な見込みとしては、統廃合や長寿命化改修などの際に、バリアフリー化を達成することは当然であるが、その間にも、早期に要配慮児童生徒等の受け入れの環境を構築する観点から、単独でのきめ細かいバリアフリー改修を先行して行うことも必要である。加えて、人的支援の充実などの取組も進めていくことが必要である。また、バリアフリー化に当たっては、配慮の必要な児童生徒や保護者と教職員等学校関係者との間での相互理解を促進することなどにより、障害への理解を深めていくことが必要である。更に、学校施設のバリアフリー環境の整備を実施した時を対応終了とするのではなく、長期的に施設を使用していた際に見えてきた不具合や経年劣化についても点検を実施していくこと、それらの経験を次の学校施設の整備に活かすことが重要である。

また、効果的、効率的なバリアフリー整備の検討に当たっては、技術職員不

足等のため、十分な対応が困難である学校設置者もあると想定される。

更に、今後の学校施設の整備における当事者参画を進めるに当たっては、その実践例を収集しつつ、効果的な方法等について検討していくことが求められる。加えて、バリアフリー法に基づく基本構想における生活関連施設として学校を位置付けることにより、まちづくりの観点から学校施設のバリアフリー化の取組を促進していくことも必要な視点である。

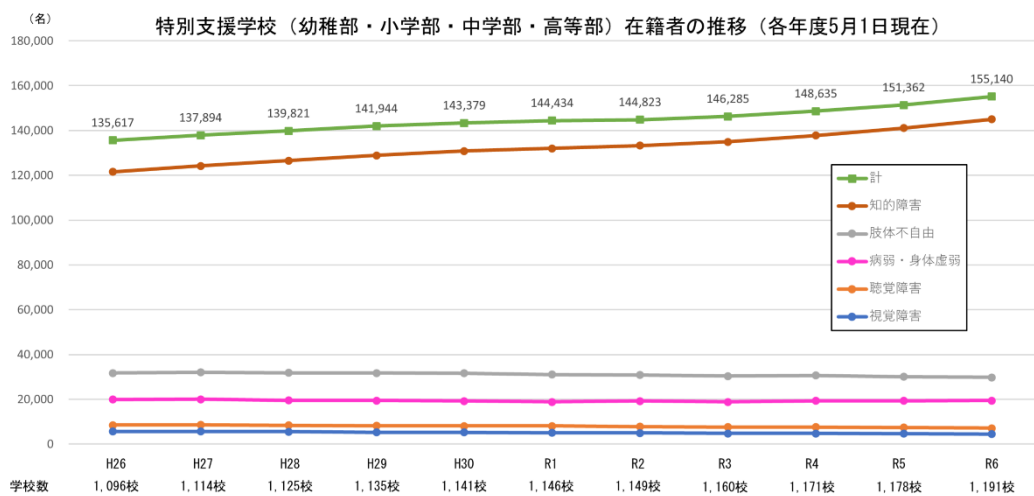
このことから以下のような取組の検討を進めていくことが必要である。

- ・ バリアフリー化を効率的、効果的に進めている地方公共団体での取組事例を調査し、バリアフリー対応をしている好事例（設備的な対応や人的支援などの対応も併せて実施している事例含む）を収集するとともに、当該地方公共団体で抱えている学校施設全般の整備量等の背景を前提として、優先順位を含め、どのようにバリアフリー化に関する取組方針や整備計画を定め、それを実行するための予算確保をいかに行ったかなど計画的な取り組みを可能としているポイントの整理。
- ・ 各地方公共団体において、整備の必要度、優先度が上がるよう、バリアフリー化がされたことでの効果（インクルーシブ教育の場の構築による教育的効果、要配慮児童生徒等の心身面での変化（トイレが近くにあることによる生活面での不安感の解消等）、バリアフリー化したことによる教職員や保護者等の負担の軽減など）を整理し、バリアフリー化の必要性への理解増進や今後の取組の促進につながるような周知コンテンツの充実。
- ・ 学校施設の新增改築等の設計に当たってのバリアフリーに関する設計の質の担保、向上のため、障害当事者の参画も得ながら、学校施設特有のバリアフリー化のポイント等をまとめた設計資料、ガイドラインの整理。
- ・ 教育委員会における技術職員不足等への対応のため、学校施設におけるバリアフリー化についての相談窓口の体制強化。
- ・ 以上のような取組で収集・整理した事例やデータ等の集約や各地方公共団体での取り組みの横展開、アドバイザーの紹介、障害当事者を含めた地域全体で学校施設の整備の議論も可能とするプラットフォームの構築（実際の整備につなげるためのフォローアップの仕組みづくり含む）。
- ・ 令和7年度までの整備目標の達成を目指し、令和3年度から学校施設のバリ

アフリーに係る整備の補助率を 1/3 から 1/2 に嵩上げをして支援をしてきたところであるが、今後もまだバリアフリー化が必要な学校施設が存在することから、学校施設のバリアフリー化を推進していくための支援の継続。

参考資料

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和6年度の状況】

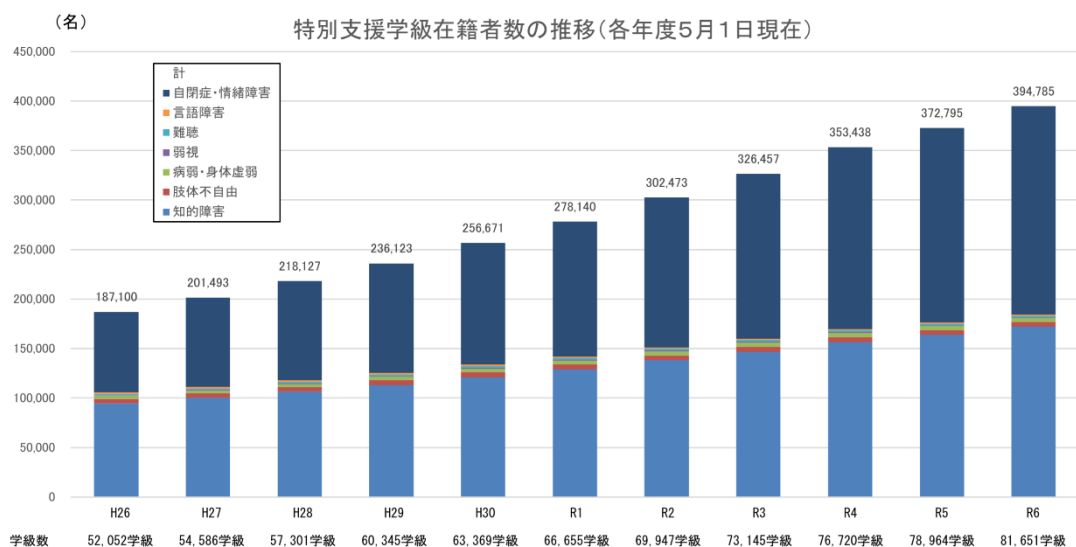
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	120	836	343	152	1,534
在籍者数	4,537	7,227	145,028	29,839	19,439	206,070
学級数	2,025	2,700	33,888	11,902	7,742	58,257

(出典) 学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

53

特別支援学級の児童生徒数・学級数



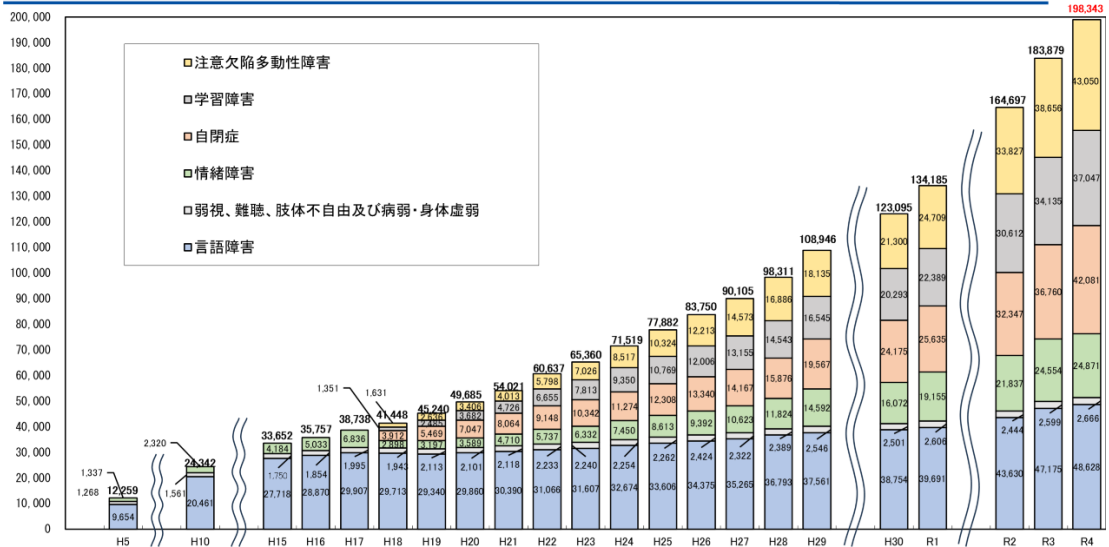
【令和6年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	34,297	3,024	2,800	501	1,310	603	39,116	81,651
在籍者数	172,519	4,189	3,978	553	1,777	1,062	210,707	394,785

(出典) 学校基本調査

54

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

55

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

(1)調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

(2)調査時点：令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

①令和4年度の就学予定者（新第1学年）として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」（以下、「22条の3」という。）に該当すると判断された者の就学指定先等

②22条の3に該当する在籍者数（小学校第1学年・中学校第1学年）

(4)主な結果概要

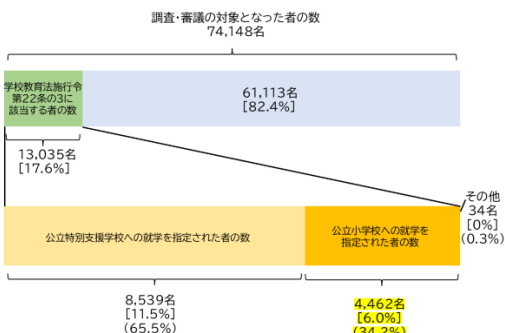
①22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査（約26%）より増加。

②公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について

➢学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4				
小学校	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	21 (0.7%)	3,245
中学校	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.3%)	2,042

➢特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度に該当する割合。

※「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

※「その他」の34名には、病弱・免状不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。



※小・中学校2位の四捨五入により合計が100%になっていない

56

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

令和3年1月

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備が進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実**
 - ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
 - ・就学相談における保護者への情報提供の充実
 - ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実
- 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実**
 - ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
 - ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
 - ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
- 3. 特別支援学校における教育環境の整備**
 - ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
 - ・ICTを活用した在宅就学など新たな領域に係る人材育成の強化
 - ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
 - ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
 - ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化
- 4. 高等学校における学びの場の充実**
 - ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
 - ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
 - ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

- 1. 全ての教師**
 - ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
 - ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
 - ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨
- 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師**
 - ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
 - ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上
- 3. 特別支援学校の教師**
 - ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT活用等による特別支援教育の質の向上

- 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方**
 - ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点から踏まえて着実に対応
- 2. 指導の充実と教師の情報活用能力**
 - ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
 - ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
 - ・教師のICT活用スキルの向上
- 3. ICT環境の整備と校務のICT化**
 - ・学校におけるICTの利活用体制の整備
 - ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）
- 4. 関係機関の連携と情報の共有**
 - ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 1. 就学前からの連携**
 - ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備
- 2. 在学中の連携**
 - ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進
- 3. 卒業後の連携**
 - ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有
- 4. 医療的ケアが必要な子供への対応**
 - ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
 - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置
- 5. 障害のある外国人児童生徒への対応**
 - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について（令和2年3月）」を踏まえた取組の推進

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

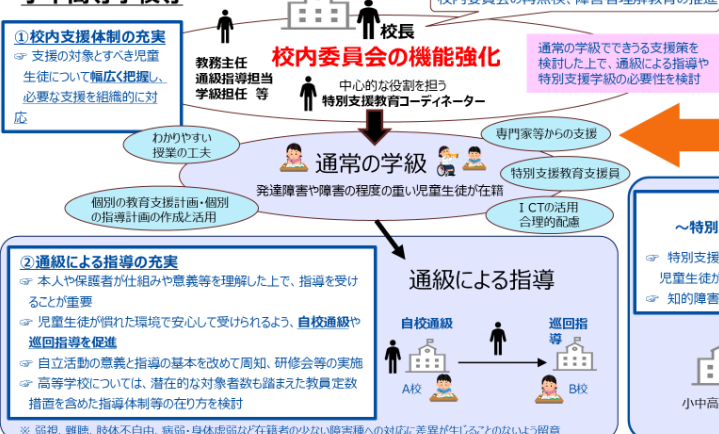
(令和5年3月13日)



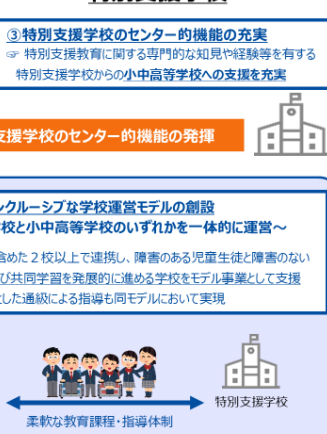
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとした児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% ⇒ 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性のうち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% ⇒ 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 ⇒ 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある ⇒ 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重）⇒ より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 ⇒ 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等



特別支援学校



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実にも努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行い、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

17

報告書「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（令和４年３月）

→特別支援教育を巡る動向を踏まえ、学校施設の在り方を検討。これを踏まえ各学校施設整備指針も改訂。

特別支援教育を巡る動向

- ・特別支援教育を受ける子どもの数の増加
- ・学習指導要領の改訂
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（令和３年４月施行）
- ・特別支援学校設置基準の制定（令和３年９月公布、施設及び設備に係る規定は令和５年４月施行）
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定（令和３年９月施行） など

これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方

- 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備、多様な学びの場の整備**
（多様な活動に柔軟に対応できる空間の確保、特別支援学校の小中学校等への併置・併設 等）
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実**
（ICT利用のための無線LAN・電源の整備、医療的ケアの専門スタッフ等のための空間整備 等）
- 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実**
（福祉避難所として児童生徒や要配慮者等の利用を想定した平面計画・動線計画 等）
- 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり**
（バリアフリー化、特別支援学校の教室不足解消のための既存施設の有効活用 等）

国における推進方策

- ・各学校施設整備指針の改訂とともに、学校施設の計画・整備の事例を整理し、各学校設置者に周知。
- ・特別支援教育を行う学校施設の整備に有効に活用できる財政支援等について周知し、活用を促進。

42

【義務基準】便所の設置基準について(政令第14条第1項)

- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
(例えば、特定の階に必要な設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

76

【義務基準】車椅子使用者用便所の設置基準について(政令第14条第2項)

- 車椅子使用者用便所は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便所の設置イメージ				
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

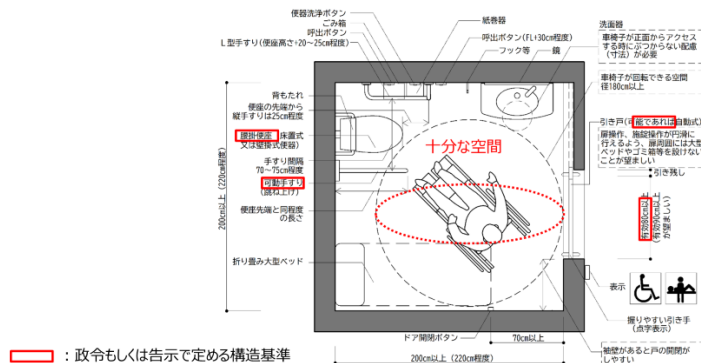
車椅子使用者用便所について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便所のみを設置で足りる

79

- 車椅子使用者用便所とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便所をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること
- 政令第19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

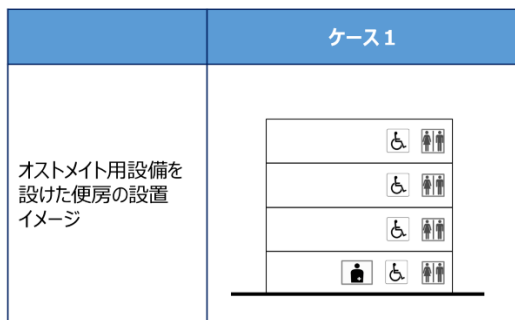
＜車椅子使用者用便所の設計例＞



82

- 便所のうち1箇所以上には、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便所を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置き式小便器等を1箇所以上設ける。

＜オストメイト用設備を設けた便所の設計例＞



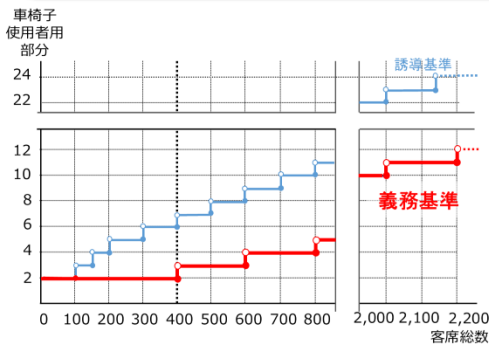
・・・オストメイト用設備を設けた便所

政令で定める構造基準

83

【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合
車椅子使用者用部分の設置イメージ	
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席 2箇所以上 客席② 200席の客席 2箇所以上 客席③ 600席の客席 3箇所以上

「客席」とは

・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

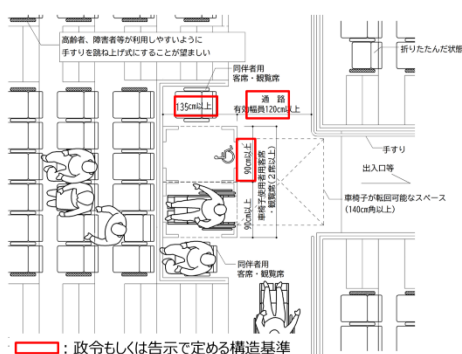
・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

88

【義務基準】車椅子使用者用部分の構造について(政令第19条)

- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、90cm以上とすること。
 - ・奥行きは、135cm以上とすること。
 - ・床は、平らとすること。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を移動等円滑化経路（政令19条）とする。

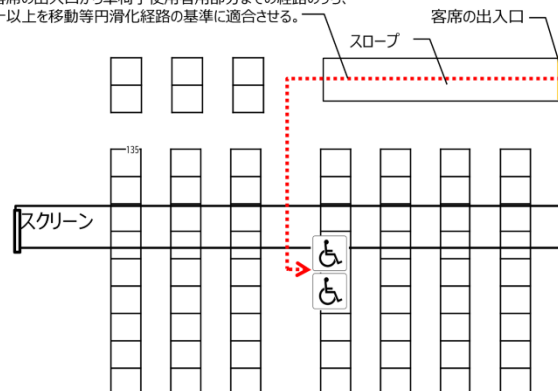
＜車椅子使用者用部分の設計例＞



□：政令もしくは告示で定める構造基準

＜車椅子使用者用部分までの経路のイメージ＞

客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路のうち、一以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる。

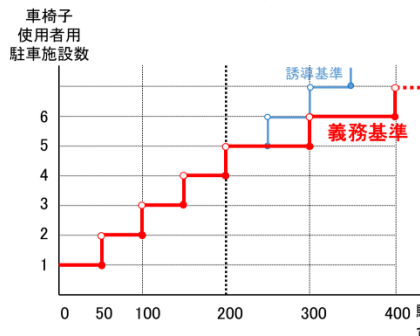


89

【義務基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について（政令第18条第1項） 国土交通省

- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、**駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設**を設ける。
- ① 駐車施設の総数が**200以下**の場合 **2%以上**
- ② 駐車施設の総数が**201以上**の場合 **1% + 2以上**
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、**駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定**する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



複数の駐車場を設ける場合	
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 90 + 60 + 70 + 80 = 300台 300台 × 1% + 2 = 5台 ※駐車場①～④での配置は任意

「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

- ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

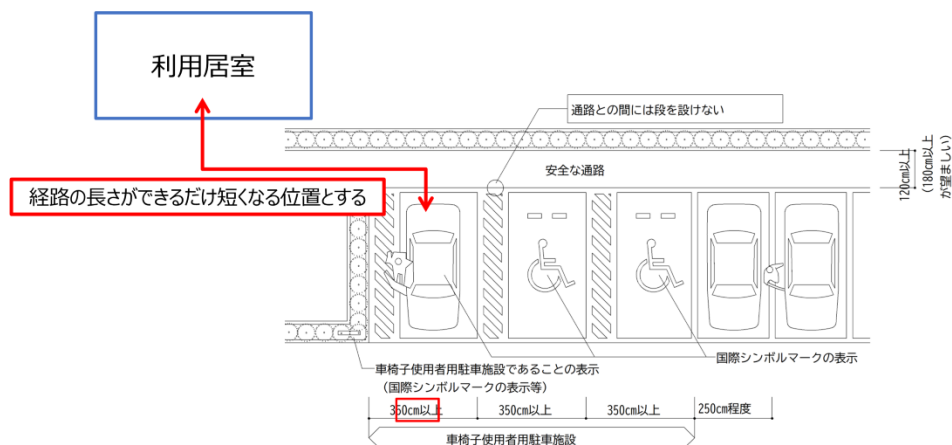
93

車椅子使用者用駐車施設の構造について（政令第18条第2項）

国土交通省

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室までの経路の長さ**が**できるだけ短くなる位置**に設けること。

＜車椅子使用者用駐車施設の設計例＞



：政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

94